

資料 1

規制改革推進会議  
投資等WG資料



総務省

# 電波法の一部を改正する法律案について

---

平成 3 1 年 2 月 6 日  
総 務 省  
総 合 通 信 基 盤 局

電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備等の措置を講ずる。

## 【改正内容】

### (1) 電波利用料の料額等の見直し

#### 電波利用料の料額の見直し

- ・ 無線技術の進展に対応し、電波利用料の料額の区分のうち周波数帯の区分を見直すとともに、広域専用電波として指定(指定により無線局単位から使用周波数帯幅単位の課金となる)が可能な周波数帯を拡大する。
- ・ 今後3年間(平成31年度～33年度)の電波利用共益費用及び無線局の開設状況の見込みを勘案した電波利用料の料額等の改定を行う。

#### 公共用無線局からの電波利用料の徴収

電波利用料が減免されている国の機関や地方公共団体等が開設する無線局(公共用無線局)のうち、電波を非効率に使用していると認められるものには、減免を認めないこととする。

#### 電波利用料の用途の追加

電波利用料の用途として、電離圏における電波の伝わり方の観測及び分析等並びに大規模災害に備えるための放送用設備の整備に係る補助金の交付を追加する。

### (2) 特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備

#### 既存周波数の利用を促進するための規定の整備

既設基地局を高度化してその運用を図ることが適当な場合について、開設指針及び開設計画の記載事項に当該既設基地局の配置等に関する事項を追加する。

#### 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続に関する規定の整備

申請者が電波の経済的価値を踏まえて開設計画に記載した特定基地局開設料の額を考慮して開設計画の認定の審査をできるようにする。また、当該認定を受けた者による特定基地局開設料の納付に関する規定及び用途に関する規定を新設する。

### (3) 実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備

実験等に用いる無線設備(携帯電話端末及びWi-Fi機器等)が適合表示無線設備でない場合であっても、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合しているときは、一定の条件の下に、当該無線設備を使用する実験等無線局の開設及び運用ができることとする。

## 【スケジュール】

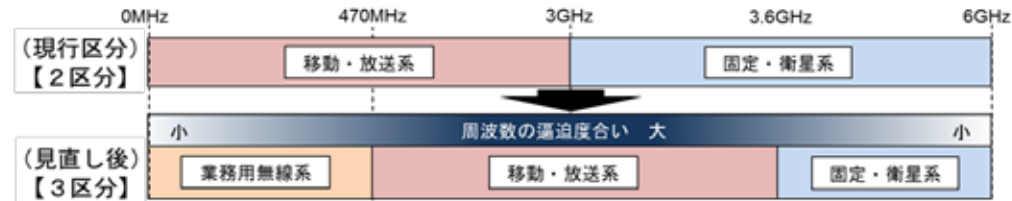
平成31年2月中旬閣議決定予定

## 1 電波利用料の料額等の見直し

### (1) 電波利用料の料額の見直し

- ・5Gの実現・高度化やIoTの普及拡大を見据え、電波利用料の総額として約750億円が必要(現行は約620億円規模)。  
周波数帯域幅や無線局の出力等に基づき算定する電波利用料について、料額区分の見直し等も踏まえて料額を改定。  
(料額の見直しにより、携帯電話については約2割、放送については約3割の負担の増加の見込み。)

【料額区分の見直し】



### (2) 公共用無線局からの電波利用料の徴収

電波利用料が減免されている公共用無線局のうち、非効率な技術を使用していると認められるものからは、利用料を徴収する。

### (3) 電波利用料の用途の追加

以下の業務を新たな用途として電波法に追加する。

#### 電波伝搬の観測・分析等

近年、太陽フレア等による電波伝搬の異常が発生しており、電波伝搬を観測・分析し、伝搬異常の発生の把握や予測を行う重要性が高まっていることを踏まえ、電波伝搬の観測・分析等を電波利用料の用途に追加する。

#### 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

大規模な自然災害時にも現用の放送局の放送を継続させ、周波数の有効利用を図るため、当分の間、地上基幹放送等に関する耐災害性強化の支援を電波利用料の用途に追加する。

## 2 特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備

### (1) 既存周波数の利用を促進するための規定の整備

- 5G等の電気通信業務用の周波数の割当て(開設計画の認定)にあたり、4G基地局の整備計画など既存周波数の活用計画も含めて審査することができるよう規定を整備する。
- 既存周波数が有効利用されていない場合、5G等の開設計画の認定を取り消すことができる規定を追加する。

### (2) 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続に関する規定の整備

- 5G等の電気通信業務用の周波数の割当て(開設計画の認定)にあたり、従来の審査項目(カバー率、MVNO促進等)に、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に審査することができるよう規定を整備する。
- 認定を受けた事業者は申し出た金額(特定基地局開設料)を国庫に納付することとし、特定基地局開設料の収入はSociety 5.0の実現に資する施策(電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備促進、当該ネットワーク上に流通する情報の活用による高付加価値の創出促進、当該高付加価値の活用による社会的諸課題の解決促進)に充てる。
- 特定基地局開設料を納付していない場合、5G等の開設計画の認定を取り消すことができる規定を追加する。

## 3 調査・研究等用端末の利用の迅速化に関する規定の整備

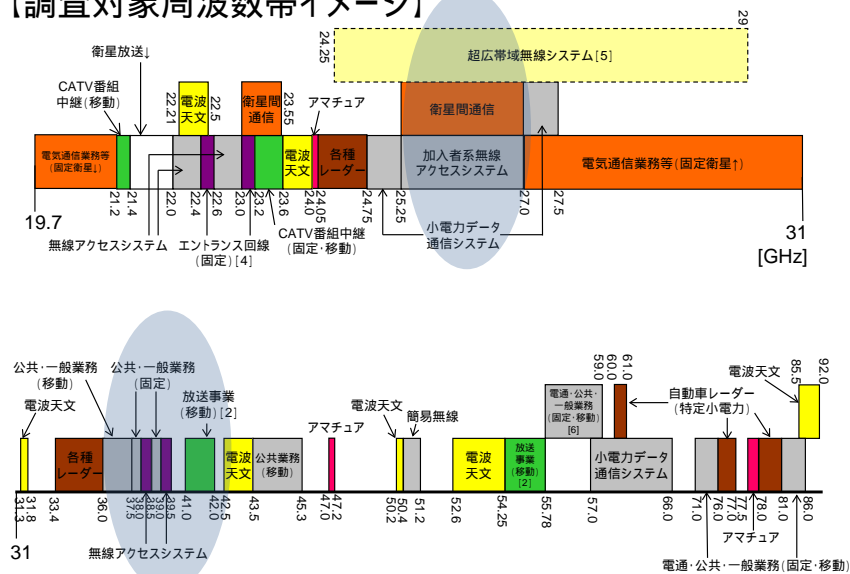
我が国の技術基準に相当する技術基準(国際的な標準規格)を満たす等の一定の条件の下、届出により、最大180日、技術基準適合証明等(技適)を取得しなくても、Wi-Fi等を用いて新サービスの実験等を行うことを可能とする。

- 異なる無線システム間の高度な周波数共有の実現に向けて、5Gの追加割当てを行う周波数帯を中心に既存無線システムの電波の利用状況の詳細な調査を実施する。
- 調査を踏まえ、データベース等を活用したダイナミック周波数共有の実現に向けた高度な周波数共有システムの開発・設計に必要な支援を行う。

## 電波の利用状況調査の強化

5Gの追加周波数割当てが想定される周波数を中心に、既存無線システムの電波の利用状況を発射状況調査等により、集中的に調査・分析し、評価を行う。

### 【調査対象周波数帯イメージ】



当初予算額

(億円)

H29年度	H30年度	H31年度案
-	-	41.4

## 異システム間の周波数共有技術の高度化

異なる無線システム間の稠密かつダイナミックな周波数共有を実現するため、周波数を時間と空間(場所)に分割し、空き状況を分析し、共有を可能とするシステムを構築。

